

平成 24 年 12 月 21 日

一 関 信 用 金 庫

「経営革新等支援機関」の認定取得について

一関信用金庫（理事長 及川 弘人）は、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

同法は中小企業の経営力強化を図るために施行され、認定機関には多様化・複雑化する中小企業の経営課題に対して、専門性の高い支援をおこない課題解決に当たらせることとしております。

当金庫は地域金融機関として、中小企業の支援や地域の活性化に取り組んでおりましたが、この度「経営革新等支援機関」の認定を受け支援体制を強化するとともに、今後もより一層コンサルティング機能を発揮し、地域の発展に努めて参ります。

記

1. 認定日

平成 24 年 12 月 21 日

2. 経営革新等支援機関の業務内容

- ・ 創業、新事業支援 ・ 事業再生支援 ・ 経営改善支援
- ・ 事業承継支援 ・ 販路開拓支援 ・ 金融、財務支援

3. 経営革新等支援業務をおこなう窓口

本部 融資部経営支援課
全営業店 融資窓口

4. 経営革新等支援機関から支援を受けるメリット

- ・ 中小企業基盤整備機構より経営課題に応じた専門家の派遣が可能となります。
- ・ 信用保証協会の「経営力強化保証制度（信用保証料割引等）」を利用することができます。

以 上